

## 国保組合で手続をするときに必要な本人確認書類 (2016年1月～)

マイナンバー法(※)の施行により、2016年1月から国保組合の保険証や給付金の各種手続をする際には、①個人番号の記入と、②個人番号確認書類、③身元確認書類が必要になりました。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律

◎2015年11月頃にご自宅に届いている「通知カード」の場合は、「番号確認」(上記②)だけとなるため、運転免許証などでの「身元確認」(上記③)も必要になります。身元確認書類については、下表を参照してください。

◎任意で取得が可能な「個人番号カード」であれば、1枚で「番号確認」と「身元確認」(上記②と③)が同時に行えます。

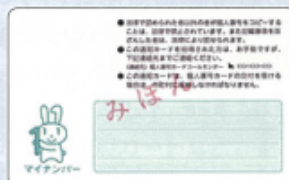
番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通知カード</li> <li>●個人番号カード</li> <li>●個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</li> </ul>
身元確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人番号カード</li> <li>●運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</li> <li>●官公署が発行・発給した身分・資格証明書(顔写真つき)で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの (例)電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証など</li> </ul> <p>上記の書類の提出が困難な場合は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された下記の書類を2つ以上 (例)公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、各種年金証書、共済年金又は恩給の証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)、各種医療受給者証、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、その他官公署が発行した身分・資格証明書(顔写真なし)</p>

個人番号を記入した申請書などを郵送する場合は、必ず簡易書留をご利用ください。ポストへ投函した場合は、普通郵便扱いとなり、万が一、郵送事故等が発生したときは、追跡が出来ません。また、あなたのマイナンバー等の、大切な個人情報が漏えいする可能性がありますので、ご注意ください。

【通知カードの見本】



おもて面



うら面

【個人番号カードの見本】



おもて面



うら面